

# 加西市いじめ対応マニュアル

< 改訂版 >

平成30年7月

加西市教育委員会

# I いじめ問題に関する基本的な考え方

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

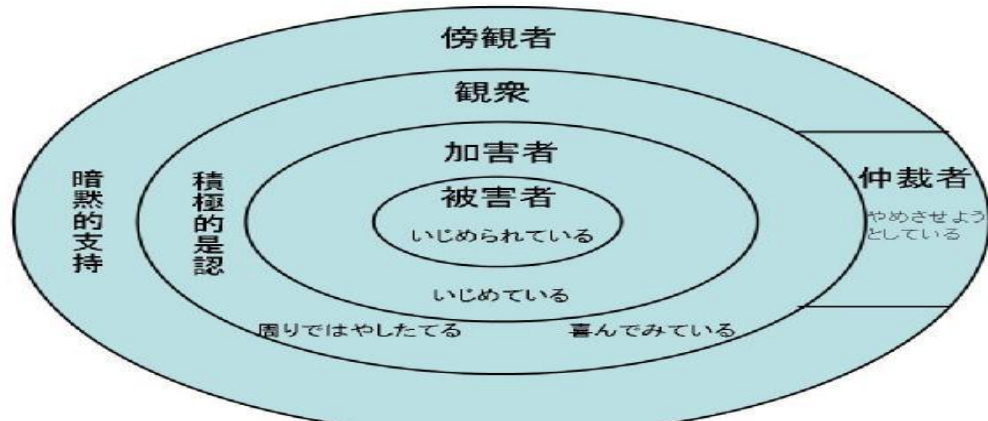
《参考》

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

【「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

## 2 いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な事態が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

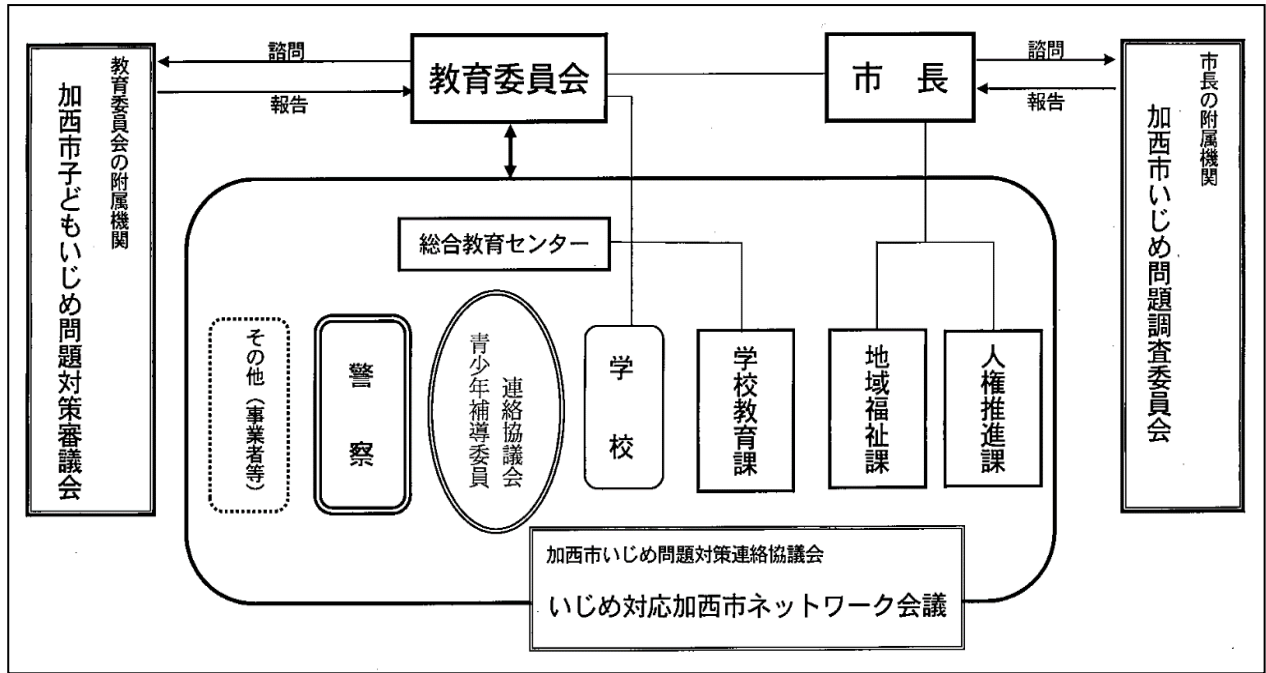


【いじめ集団の構造】(森田・清永、1986)をもとに作成

## 3 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

- (1) 自分で考え、判断し、行動できる人間に児童生徒を育てる。
- (2) 児童生徒どうしの心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。
- (3) いじめの問題に組織的に取り組む。
- (4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

4 「加西市子どものいじめ防止等に関する条例」に規定する組織図



## II 未然防止

### いじめ未然防止への教師の自己チェック

**【生き生きとした教師の下には、生き生きとした児童生徒が育つ】**

- 自分自身が明るく前向きに生きている。
- 教育活動にやりがいをもって取り組んでいる。

**【教師の指導で児童生徒は変わる】**

- 児童生徒とのよりよい関係づくりに努めている。
- 児童生徒の意見（話）をじっくり聞いている。
- 児童生徒の人間関係（力関係）を把握し、観察している。
- 不正に対して毅然とした態度で指導に臨んでいる。
- 発言等に対して冷やかしの言葉や目配せがあれば、その場で指導している。
- 小さな問題を見逃さず、その場で指導している。

**【よい個の集まりがよい集団をつくり、よい集団の中に高め合う個が育つ】**

- 他人の意見に耳を傾ける集団づくりに努めている。
- 集団（学級、学年、部活等）の諸問題について話し合わせ、自分たちで解決する機会を与えている。
- ルール、マナー、モラルについて考える機会を与えている。
- 安心して生活できる集団づくりに努めている。
- おかしいことがおかしいと言える集団づくりに努めている。

**【仲のよい教師集団の下には、仲のよい児童生徒集団が育つ】**

- 日頃から児童生徒（人間関係も含めて）について、気軽に情報交換している。
- 問題を一人で抱え込まず、こまめに報告・連絡・相談を行っている。
- 教師間でもよりよい人間関係づくりに努めている。

# Ⅲ 早期発見

## 1 いじめの態様

《 分 類 》	《抵触する可能性のある刑罰法規》
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	→脅迫、名誉毀損、侮辱
② 仲間はずれ、集団による無視	※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	→暴行
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	→暴行、傷害
⑤ 金品をたかられる	→恐喝
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	→窃盗、器物損壊等
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	→強要、強制わいせつ
⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる	→脅迫、名誉毀損、侮辱

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調べ、児童生徒の感じる被害性に着目し判断する必要がある。

## 2 早期発見のために

- (1) 教職員一人一人が人権感覚を研ぎ澄ます。
- (2) 日頃から児童生徒一人一人に深い関心を寄せる。
- (3) 教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (4) サインを送っている子の話を親身になって聞き、受容する。
- (5) 教職員全体が連携・協力して、情報の共有化を図る。
- (6) 周りの子どもと一緒に事実関係を把握する。
- (7) 担任一人で抱え込まないで、学年主任や生徒指導主任の協力を求める。
- (8) 養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携する。

## 3 早期発見のためのチェックポイント

【学校におけるチェックポイント】

①登下校

集団から離れて登下校している。  友だちのかばんなどを持たされて帰る。

遅刻・早退が増える。

②休み時間

何となくそわそわして落ち着きがない。  忘れ物が多くなる。

一人だけ遅れて教室に入る。  席を替えられている。(離されている。)

机、教科書、ノートなどが汚されていたり、落書きされていたりする。

用もないのに職員室や保健室に出入りすることが多い。

ドッジボールなどで、集中してボールを当てられる。

遊び道具の片付けをさせられている。

③授業中

やじられたり笑われたり、みんなの笑いものにされる。

おどおどして発表をためらい、うつむいている。

たびたび保健室やトイレに行きたがる。

席替えなどで特定の子の隣や、同じ班になることを嫌がる。

ふざけた雰囲気の中で学級委員や班長などに選ばれる。

④給食時

- 配膳や片付けの仕事を押しつけられている。  食べ物にいたずらされている。
- いつも後片付けをさせられている。
- 当番のとき、みんなが嫌がる仕事をやらされている。

⑤清掃時間

- みんなが嫌がる仕事をいつも割り当てられている。
- 一人だけ離れた場所を清掃している。  いつも後片付けをさせられている。

⑥放課後

- 帰りの会（終わりの会）に配布したプリント類が、特定の子にだけ渡らない。
- 「一日の反省」で特定の子だけを追及する。  靴などが隠されていることがある。

⑦部活動

- 一人で準備や後片付けをさせられている。
- 特定の子だけが失敗すると笑われたり、厳しく追及されたりする。
- 練習相手がいない。  活動とは関係ないけががある。
- 無断欠席や嘘をついての欠席が増える。  体調不良をよく訴え、遅れてくる。

⑧その他

- 急に無口になり、言葉遣いが投げやりになる。  一人でいることが多い。
- 使い走りのようなことをさせられている。  服に靴の跡がついている。
- 黒板やトイレ、廊下の壁等にあだ名や中傷が書かれている。
- 個人の掲示作品に落書きがされたり、破られたりしている。
- 委員長や班長などを辞めたいと申し出てくる。
- 日記、作文、絵画、ノートの記載などに、気にかかる表現や描写がある。
- 家の金を持ち出したり万引きをさせられたりする。
- 持ち物や体に触れるのを嫌がられる。
- けがの状況と本人の言う理由が一致しない。

【家庭・地域におけるチェックポイント】

①朝（登校前）

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 食欲がなくなったり、黙って食べるようになったりする。

②夕方～夜（下校後～就寝）

- 友だちから電話があり、丁寧すぎる語調で対応する。
- パソコンやスマートフォン・携帯電話をいつも気にしている。
- スマートフォン・携帯電話・やメールの着信音におびえる。
- 親に隠れてパソコンやスマートフォン・携帯電話を見ている。
- 表情が暗く、家族との会話も少なくなる。  家の外でぽつんと一人でいる。
- 些細なことでイライラしたり、物に当たったりする。  学校や友だちの話題が減る。
- 転校したい、休みたいと言うことが多くなる。
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増える。
- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。

③その他

- 金遣いが荒くなる。家から金品を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。
- 服が汚されていたり、破られていたりする。  理由をはっきり言わない傷やあざがある。

# IV 早期対応

## 1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ



正確な  
実態把握

指導体制  
指導方針決定  
重大事態の判断

子どもへの指導・支援

その後の対応

- 校内いじめ対応チーム（生徒指導小委員会）を招集する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。  
(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- 総合教育センターに速報を入れる。

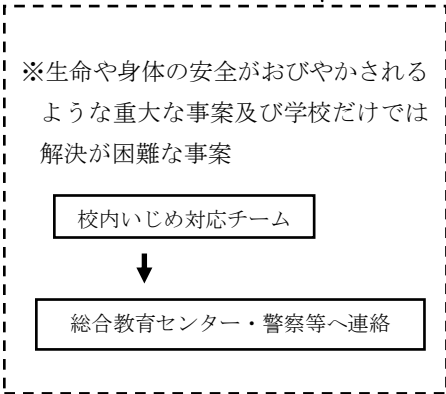
- 指導のねらいを明確にする。
- 全教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を決める。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 加害者支援の立場から、加害者の抱える課題にも目を向け、成長支援の視点をもつ。

- 継続的に指導や支援を行う。
- SC・SSW等の活用を含めた心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営等を行う。
- 解消の判断  
7P参照

保護者との連携

- 直接会って、具体的な状況と対策等を話す。
- 被害・加害を問わず保護者の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合うなど支援していく。



※ 重大事態の対応は11P参照

- 【把握すべき情報例】**
- 〈加害者と被害者の確認〉…誰が、誰を
  - 〈時間と場所の確認〉 ……いつ、どこで
  - 〈内容〉 ……どんな内容、どんな被害
  - 〈要因〉 ……いじめた動機
  - 〈背景〉 ……きっかけ
  - 〈期間〉 ……いつから、どれくらいの期間
- ※時系列を追って。  
※子どもの個人情報の取り扱いに十分注意して。

## 2 子どもたちや保護者への対応

	子どもたちへの対応	保護者への対応
被害者	<p>〈基本姿勢〉 つらい気持ちを理解する。</p> <p>① 自ら訴え、自分で話したことをほめ、全力でいじめから守ることを約束する。</p> <p>② いじられた内容やつらい思いなどを共感的に聞くとともに、解決に向けて共に頑張る教師の意志を伝える。</p> <p>③ 嫌なことをされたら自分の気持ちを誰かに伝えるよう指導する。(秘密を守ることを保証する)</p> <p>④ 活動の場を作り、認め励ますことによって自信や存在感をもたせるようにする。</p>	<p>① 子どもの言動の変化、精神的な落ち込みや情緒的な不安定などがないかを注意深く観察するよう助言する。</p> <p>② 子どもとの会話を多くして、学校や登下校の様子をさりげなく聞き、悩みを受け取るよう助言する。</p> <p>③ 学校では解決に向け全力で努力することを伝え、些細なことでも担任に連絡・相談してくれるよう依頼する。</p> <p><b>〈親が子に伝えてほしいメッセージ〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親が最後まで子どもを守る。</li> <li>・生きる価値のあるかけがえのない子である。</li> </ul>
加害者	<p>〈基本姿勢〉 いじめは絶対に許さない。</p> <p>① 相手にいかなる理由があろうとも、それといじめることは別問題であることを指導する。</p> <p>② いじめられている子どもの気持ちに着目させ、いじめることが相手の気持ちをどれだけ傷つけ、苦しめているのかということに気づかせる。</p> <p>③ 言い逃れではなく、してしまったことを認めさせ、それ以上追及しない。</p> <p>④ 悩みや苦しみが聞かぬか聞き、いじめてしまう心を一緒に治していこうと働きかける。(今まで以上にかかわる)</p> <p>⑤ 当番活動や係活動など、具体的な場でのよい行動を積極的に見つけてほめる。</p>	<p>① いじめの事実を正確に伝え、いじめられた子どもとその保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。</p> <p>② 学校と手を取り合って、いじめた側いじめられた側共に健やかに成長できるように協力を依頼する。</p> <p>③ 教師が仲介役となり、いじめた子どもの親に事の重大さを認識させ、両方の親同士が和解できるよう働きかける。</p> <p><b>〈家庭に望みたい対応〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは絶対許されないことを明言する。</li> <li>・事実を聞く。</li> <li>・子どもとともに被害者にきちんと謝罪する。</li> <li>・今まで以上に子どもにかかわる。</li> <li>・兄弟と比較しない。</li> </ul>
観衆	<p>① 教師は「いじめを断固として許さない」という態度を示す。</p> <p>② 直接手を出していなくとも、いじているのと同様であることに気づかせ、その卑劣さを認識させる。</p> <p>③ 一人一人がかけがえのない存在として尊重され、温かい人間関係を築くようにさせる。</p>	<p>① 目的をきちんと定め、学級懇談会等を開催するなどし、理解と協力を依頼する。</p> <p>② いじめられる側に問題があるという視点は許されないことを伝える。</p> <p>③ 「観衆」が、いじめを助長する存在であり、いじているのと同様であることを伝える。</p>
傍観者	<p>① 見て見ぬふりすることは、いじていることと同じであることに気づかせる。</p> <p>② いじめを発見したら、先生や友達にすぐに知らせることが大切であることを指導する。</p> <p>③ できるなら「仲裁者」となれるよう論していく。</p>	<p>① 目的をきちんと定め、学級懇談会等を開催するなどし、理解と協力を依頼する。</p> <p>② 「傍観者」は、いじめを助長することもあるが、「仲裁者」にもなれ、いじめ防止にとって重要な存在であることを伝える。</p> <p>③ 「かけがえのない命」はどの子にも共通するものであることを伝える。</p>

### 3 適切ないじめ対応のためのチェックリスト

- いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている。
- いじめアンケート等から明らかになったいじめに関する情報を把握している。
- 自校でいじめの防止等のため行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に生かしている。
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている。
- 子どもの気になる様子を見聞きしたら、小さなことでも学年職員や管理職等に報告している。
- 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している。
- いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している。
- 子どもに対して、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している。
- 子どもに対して、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している。
- いじめにつながるような行為を見聞きしたときは、そのとき、その場で指導している。
- いじめが疑われたら、即日対応を心がけている。
- いじめられた子どもの保護者に対しては、家庭訪問等で支援している。
- いじめた子どもの課題等を捉え、長期的視野をもって指導している。
- 子どもや保護者に対して、授業、保護者会、学級通信などの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている。

### 4 いじめの解消・特に配慮を要する対応について

#### 【いじめの解消の要件】

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。  
被害児童生徒本人及び保護者に対して面談等により確認の必要がある。

※単に謝罪をもって安易に「解消」としないこと。

※いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を継続することが重要である。

#### 【特に配慮を要する児童生徒への対応について】

○特に配慮が必要な児童生徒については以下の点に留意して対応する。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。



- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

※上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行わなければならない。

## V インターネットを通じて行われるいじめへの対応

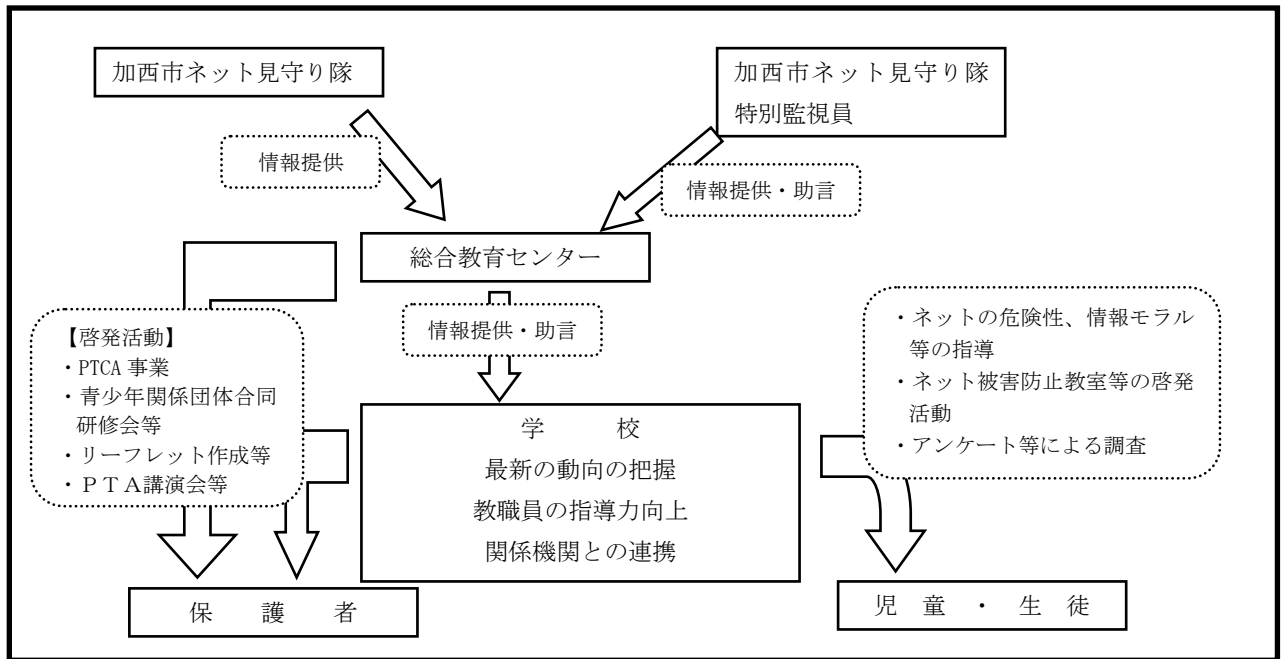
### 1 「インターネットを通じて行われるいじめ」の特徴

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、拡散も速く、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、一度インターネット上に流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が子どものスマートフォン・携帯電話やパソコン等の利用状況を把握することが難しい。また、子どもの利用しているアプリ（サイト）を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態が把握しにくい。
- ・被害にあった子どもやその保護者等からの訴えがないと発見しにくく、いじめを認知し切れていない可能性がある。

### 2 「インターネットを通じて行われるいじめ」の態様

- 誹謗中傷の書き込みやメール
- なりすまし（アカウントののっとり等）
- 動画、画像を含む個人情報の無断掲載（SNSの「晒し垢<sup>さらあか</sup>」等）
- ネット上の仲間はずれ・無視
- 嘘告<sup>うそこく</sup>（SNS等での嘘の告白）

### 3 未然防止



学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

#### 保護者会等で伝えたいこと

##### 【未然防止の観点から】

- 子どもたちのスマートフォン・携帯電話やパソコン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特にスマートフォン・携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったインターネット特有のトラブルが起こり得るという認識を持つこと
- 「インターネットを通じて行われるいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

##### 【早期発見の観点から】

- 家庭では、メールやLINE等を見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に対応すること

### 4 加害者にも被害者にもならないために

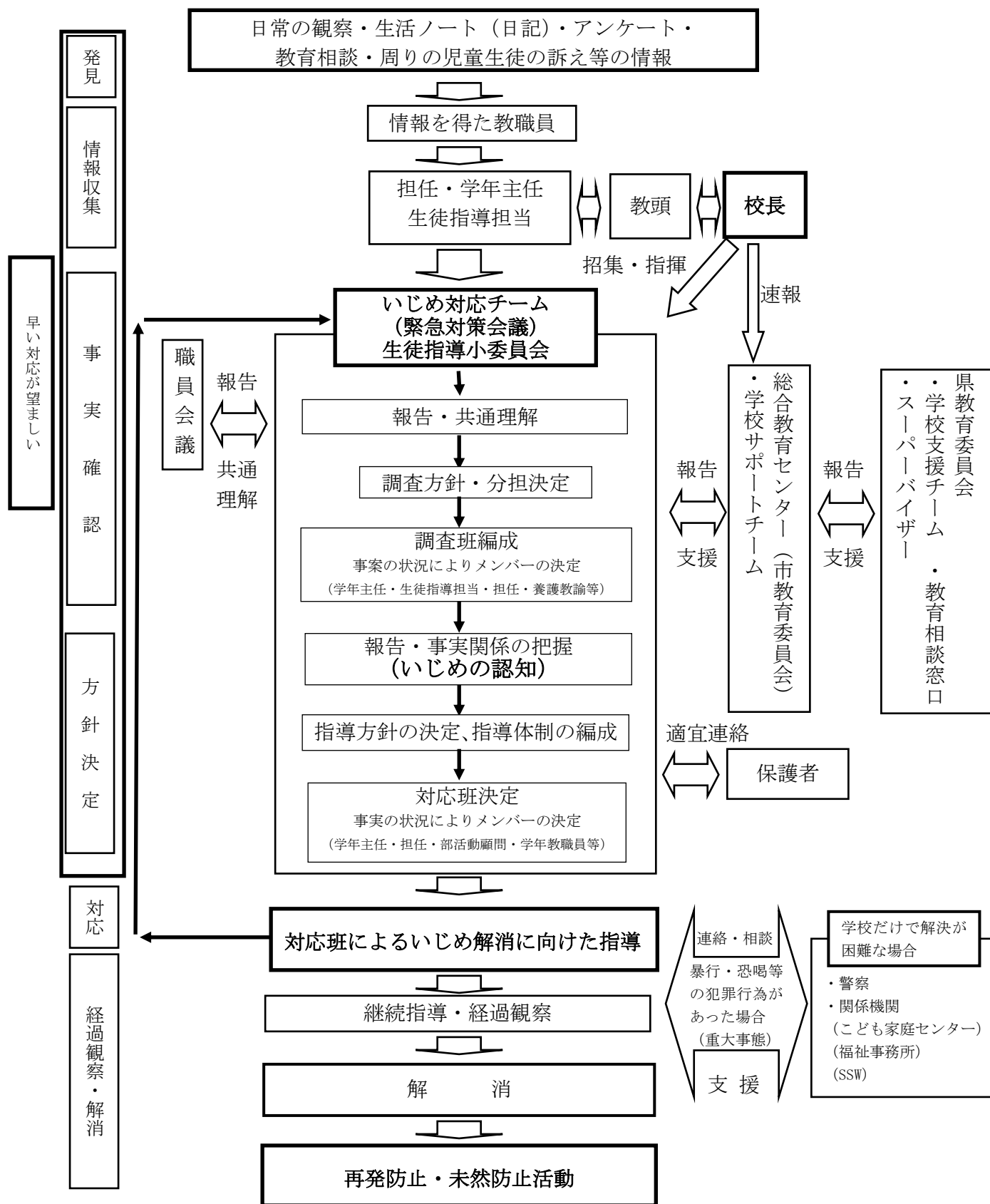
- 個人情報や個人が特定される書き込みや画像のアップをしない。
- 誹謗中傷など、人を傷つけるようなことは書き込まない。
- 誹謗中傷に対して反論しない。被害者であったはずが、加害者にもなる可能性がある。また、相手がどんな人物か分からなければ、予想もしない被害に遭うこともある。
- インターネットを通じて知り合った人に出会いに行かない。

#### 【対応に困ったら】

- ◇ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口（兵庫県教育委員会）<http://hyogokko.npos.biz/>
- ◇兵庫県警察サイバー犯罪対策課 <http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html>
- ◇子どもの人権110番（神戸地方方法務局人権擁護課） 電話：0120-007-110 FAX：078-392-0180

# VI いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

## 学校全体の取り組み



# VII 重大事態発生時の対応

## いじめの認識

学校 「生徒指導小委員会」等の中核として、組織的に対応する。  
 【管理職・生徒指導担当・主幹教諭・学級担任・養護教諭・SC・SSW等】

- いじめの情報の収集と記録
- いじめの情報の迅速な共有
- 関係のある児童生徒への事実関係の聴取
- 指導や支援の体制・対応方針の決定
- 保護者との連携

## 重大事態発生

